

令和元年度第 11 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和元年 9 月 3 日
 担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線 2513〕
 障害福祉課〔内線 2483〕

① 件 名
母子・父子家庭医療費助成及び重度心身障害者医療費助成の拡充について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 税制上、婚姻を前提とする寡婦（夫）と未婚ひとり親の取扱いに差があることから、国では平成 28 年 4 月の「児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから、一部の地方自治体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握につとめ、必要に応じて適切な処置を講ずること」とした。これを契機に、児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の算定について、上位法等が改正され、みなし寡婦（夫）控除を適用し実施してきた。（税制上の対応の要否等については、2020 年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされている。）</p> <p>また、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の適用についても、上記控除の適用と同時に法改正等が行われている。</p> <p>県においては、令和元年度（受給証書更新時の 10 月）より、母子・父子医療費助成及び重度心身障害者医療費助成についても、未婚のひとり親に対してのみなし寡婦（夫）控除及び譲渡所得に係る特別控除額を適用することとなった。</p> <p>【目的】 婚姻歴のないひとり親家庭について、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することで、ひとり親家庭が利用するサービス等の負担の公平化を図る。</p> <p>また、手当等の法令で適用されている譲渡所得に係る特別控除額を適用することで、他の福祉制度との均衡を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 （国）児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成 28 年 4 月 28 日） 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱 宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 母子・父子家庭医療対策事業 第 3 節 安心して子どもを生み育てられる支援体制を確立する。 1 子育てを支援する環境を整備する。 心身障害者医療対策事業 第 5 節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る。 2 暮らしやすい生活環境を構築する。</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 31 年 3 月 宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正 令和 元年 5 月 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正</p>
⑤ 主な内容
<p>1. みなし寡婦（夫）控除の適用 対象者となる所得の算定方法において、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、未婚のひとり親について、要件を満たした場合、以下のとおり地方税法上と同様の控除とする。</p>

(1) みなし寡婦（夫）控除

①控除額

27万円

②要件

寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親のうち、ア又はイに該当する者。

ア 婚姻（民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有する者。

イ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者。

(2) みなし寡婦控除の特例

①控除額

35万円

②要件

(1)②アのうち、前年の合計所得金額が500万円以下である者。

2. 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除

対象者となる所得の算定方法において、租税特別法措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、当該控除額を控除する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

未婚のひとり親が利用するサービス等の負担の公平化、及び経済的支援を図ることができる。

1. みなし寡婦（夫）控除の適用

・対象世帯（見込） 母子・父子家庭医療費助成費 5世帯
重度心身障害者医療費助成費 本年度は該当見込みなし。

2. 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除

・対象世帯（見込） 母子・父子家庭医療費助成費 本年度は該当見込みなし。
重度心身障害者医療費助成費 8世帯

【市財政への負担】（現計予算で対応）

1. みなし寡婦（夫）控除の適用

・母子・父子家庭医療費助成費 7,500円程度増額見込。
・重度心身障害者医療費助成費 影響なし。

2. 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除

・母子・父子家庭医療費助成費 影響なし。
・重度心身障害者医療費助成費 392,000円程度増額見込。

※財源：県1/2（宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金、宮城県障害者医療費助成事業補助金）、市1/2

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内全市町村で実施予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年9月 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び石巻市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
(施行予定年月日：令和元年10月1日)

⑨ その他